

	通し No.	委員	資料名	資料該当箇所	御意見	第 2 回環境審議会における回答	御意見を受けての対応
	1	佐瀬委員	資料2	次期環境基本計画 施策の方向③ 生物多様性の回復 (1) 生態系の健全性の回復 ◆侵略的外来生物の計画的防除	アライグマの捕獲に関して市町村間で取組に差がある現状を踏まえると、「市町村と連携した捕獲等を推進する」という記載だけでは、具体的な県の役割が見えにくいと感じる。県として、各市町村に対してどのような支援や仕組みづくりを想定しているのか。	県としては、捕獲従事者養成研修を行うことや効果的・効率的な捕獲のための技術的支援などを行うことを引き続き行っていきます。また、今後、アライグマをはじめ特定外来生物一般について、市町村との連絡会議を定期的に開催していきたいと考えており、これまで以上に連携を図っていきます。 なお、現在の「埼玉県アライグマ防除実施計画」については今年度中に更新する予定であり、こうしたことも計画に位置付け、取り組んでいきます。	以下のとおり修正します。 P.26 4行目～ ◆ 侵略的外来生物の計画的防除（拡充） アライグマやクビアカツヤカミキリ、ナガエツルノゲイトウなどの侵略的外来生物について、全県的な情報収集体制を整備し、防除実施計画の策定などにより早期発見と駆除を推進していきます。 アライグマについては、捕獲従事者養成研修を行うことや効果的・効率的な捕獲のための技術的支援などを行う等、 市町村と連携した捕獲等の推進、捕獲効率化に向けた調査や情報収集を行います。 またクビアカツヤカミキリについては、県境をまたぐ拡散が懸念されることから、近隣都県と連携した防除の取組を推進します。
	2	佐瀬委員	資料2	次期環境基本計画 施策の方向③ 生物多様性の回復 (1) 生態系の健全性の回復 ◆野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止	管理捕獲や有害鳥獣捕獲を実施する際には、登山者など地元住民だけではなく、地域を利用する方々（登山者など）への十分な周知も重要であると考える。県としてどのような安全対策や情報提供を行う予定なのか。	現在、捕獲実施期間や実施場所について、登山道の入り口などに看板を掲示しており、継続して実施していきます。 また、web上での案内などについて、今後検討していきます。	以下のとおり修正します。 P.25 17行目～ ◆ 野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止（拡充） シカ食害等による生態系被害やクマによる人身被害を防止するため、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定等により、狩猟や有害鳥獣捕獲、管理捕獲等による個体数管理を実施するとともに捕獲の必要性についての情報発信に努めます。 また、捕獲に伴う安全対策として、登山道の入口に捕獲に関する看板を掲示するなど登山者を含む周辺地域の利用者に周知を行います。
	3	佐瀬委員	資料2	次期環境基本計画 施策の方向③ 生物多様性の回復 (1) 生態系の健全性の回復 ◆野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止	近年、クマの管理捕獲等を実施した自治体に対し、電話やSNS等を通じた問い合わせや批判が集中し、通常業務に支障を来す事例が見られる。また、現場で対応する捕獲従事者への理解も十分とは言えない状況。県として、管理捕獲の必要性や現場の実情について、県民への情報発信や理解促進をどのように進めていく考えなのか。	増えている推定個体数や出没件数といったデータも活用することや、市町村や関係者からの意見聴取を踏まえ、ホームページでの広報をはじめ様々な機会を捉えて、個体数管理の必要性について、丁寧に説明していきます。	以下のとおり修正します。 P.25 17行目～ ◆ 野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止（拡充） シカ食害等による生態系被害やクマによる人身被害を防止するため、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定等により、狩猟や有害鳥獣捕獲、管理捕獲等による個体数管理を実施するとともに 捕獲の必要性についての情報発信に努めます。 また、捕獲に伴う安全対策として、登山道の入口に捕獲に関する看板を掲示するなど登山者を含む周辺地域の利用者に周知を行います。
	4	佐瀬委員	資料2	次期環境基本計画 施策の方向③ 生物多様性の回復 (2) 生物多様性保全に係る取組を支える基盤整備 ◆多様な主体と連携した取組の促進（新規）	生物多様性センターには、どのような役割や機能を持たせることを想定しているのか。	具体的な役割は、次の4点です。 1 生物多様性に関する情報の収集・管理・発信（例、クビアカ発見大調査の実施など） 2 生物多様性に関する地域保全活動の支援（例、生物多様性保全活動登録団体への支援など） 3 生物多様性の保全及び管理に関する調査研究（例、レッドデータブックの改訂など） 4 生物多様性の保全及び管理に関する教育・普及啓発（例、県政出前講座の実施など）	計画の修正なし） 生物多様性センターにおける具体的な活動内容の確認であるため
	5	佐瀬委員	資料2	次期環境基本計画 施策の方向③ (3)多面的機能を発揮する森林の保全と育成	間伐や枝打ち、針広混交林化などの森林整備を進めるとされているが、これらを担う林業事業体や森林組合等の役割について記載が見当たらない。森林整備を継続的に進めていくためには、現場の担い手の確保・育成も重要と考えるが、本計画ではどのように位置付けているのか。	直接的には環境施策ではなく農林施策に関するため、環境基本計画に記載はありませんが、上位計画である「埼玉県5か年計画」及び農林部が作成する「埼玉県農林水産業振興基本計画」において、森林整備と併せて、人材育成に関わる施策を定めています。 具体的には、担い手に対するスキルアップ研修や安全衛生講習の実施、資格取得の支援、就労環境の改善などの取組を進めています。 これらにより、環境基本計画に位置付けられている森林整備が着実に進むよう取り組んでいきます。	計画の修正なし） 直接的には環境施策ではなく農林施策に関する内容であるため
	6	佐瀬委員	資料2 資料3	次期環境基本計画 施策の方向③ 生物多様性の回復 (1) (2)・(新規) 第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）の概要（案）	シカ・イノシシ・クマ・アライグマ等の捕獲後に処理された幣獣の処分（死体の適切な処理）に関して、埼玉県として、クリーンセンター等の処理施設との連携や処理体制の標準化、広域的な支援について検討しているか。市町村によっては自前でクリーンセンターや焼却施設を持っていない場合もあり、幣獣の処理を業者に任せざるをないケースもあると聞く。捕獲を促進するのであれば、捕獲後の幣獣処理施設等の整備もお願いしたい。	今後の審議や外部団体等への意見照会を踏まえ、検討していきます。 なお、第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ・ニホンジカ）の中では、持続可能な捕獲となるよう、ジビエなど捕獲個体の後利用について研究していく旨記しており、今後計画を推進する中で検討していきます。	計画の修正なし） 捕獲した鳥獣の処分に関しては、個別計画である特定鳥獣管理計画や防除実施計画等において検討・明記します。
	7	川池委員	資料2	p.7「(1)生態系の健全性の回復」1 つめ「主な取組内容」	野生鳥獣の保護が前提であることも明記した方がよいのではないか ・担当行政にとって暗黙の了解かも知れないが、一般県民や予算を取り扱う部署等が必ずしもこの前提を熟知しているわけではないと思われる。法令上も、保護が前提となつたうえでの管理のため、誤解されないよう記載した方がよい。資料2が一人歩きする可能性も踏まえると、資料2-1の本文だけでなく、ここでも示した方がよい。	御意見については、今後の計画素案の検討と審議会資料作成の際に留意していきます。	以下のとおり修正します。 P.25 13行目～ 希少野生動植物の保護増殖活動を推進した上で、アライグマ、クビアカツヤカミキリなどの侵略的外来生物に係る防除対策等に県民・企業など多様な主体とともに取り組みつつ、ニホンジカ、イノシシやツキノワグマなどの野生鳥獣を適正に管理することで人的被害、農林業被害の防止と生物多様性の回復を目指します。 また、（1）生態系の健全性の保全や回復の主な取組について、上記内容に沿って記載の順番を入れ替えました。
	8	川池委員	資料2	p.8「(5)人と自然が共生する都市づくり」の「主な取組内容」	文中「緑化のコンセプトを明確化」とはなにか ・より一層ネイチャーポジティブの実現のためには、「在来植物による緑化」等をコンセプトとして示してはどうか。	「緑化のコンセプトを明確化」ととは、企業等に建築時の計画段階で緑化に関するコンセプトを考えてもらうことで、周辺の生態系を考慮した植栽や維持管理の方法に対する具体的なイメージを持ってもらうことなどを期待して、令和8年度から緑化計画届出書の様式を改正し、「緑化のコンセプト」を記載する欄を設けたことを指しています。 コンセプトについては、まずは企業等の届出者が主体的に考えることが第一ですが、御提案のありました「在来植物による緑化」は重要なアプローチの一つと考えますので、計画届出の手引き等を通じて、積極的に取り入れを検討するよう工夫することとし、本計画本文への追記は見送らせていただきます。	計画の修正なし） 具体的手続きに関係して当該関係資料に記載されるべき事項と史料されるため
	9	川池委員	資料2	p.15③★指定管理鳥獣の推定個体数	「③生物多様性の回復の推進」の項目とミスマッチ感がある ・この数は生物多様性の回復として算出された数値とは限らないのではないか？ 人的被害を抑えるための数値であれば、指標としてはそぐわないのではないかと。むしろ、身近な緑の公有地化の面積などを指標にするのがふさわしい。	指標は施策の方向性に向けた各種取組の進捗状況を適切に管理するためにバランス等も考慮して設定しました。 当該指標は主な取組である「野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止」に関する指標として設定しました。 ご提案の「身近な緑の公有地化面積」に関しては「緑の保全面積」の指標の中で管理していきます。	計画の修正なし） 指標は施策の方向性に向けた各種取組の進捗状況を適切に管理するためにバランス等も考慮して設定しました。 当該指標は主な取組である「野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止」に関する指標として設定しました。 ご提案の「身近な緑の公有地化面積」に関しては「緑の保全面積」の指標の中で管理していきます。

事前質問	10	川池委員	資料2-1	p.25、15～16行目	鳥獣保護は、本来鳥獣の保護を前提としたうえでの、適正な管理であることを記載した方がよいのではないか ・原文では、個体数を管理することが生物多様性の回復につながるかと誤解される可能性がある。実際は鳥獣の『保護』と管理の両輪をもって多様性の回復を目指すものではないか。 ・担当行政にとって「保護が前提」は暗黙の了解かも知れないが、一般県民や予算を取り扱う部署等が必ずしもこの前提を熟知しているわけではない。法令上も、保護が前提となったうえでの管理のため、誤解されないよう記載した方がよい。	御意見を踏まえ、書きぶりを修正させていただきます。	以下のとおり修正します。 P.25 13行目～ 希少野生動植物の保護増殖活動を推進した上で、アライグマ、クビアカツヤカミキリなどの侵略的外来生物に係る防除対策等に県民・企業など多様な主体とともに取り組みつつ、ニホンジカ、イノシシやツキノワグマなどの野生鳥獣を適正に管理することで人的被害、農林業被害の防止と生物多様性の回復を目指します。
	11	川池委員	資料2-1	p.25(1)◆野生鳥獣の個体数管理による、、	「個体数管理ありき」ではなく、被害防止が本来の目的ではないか ・いずれの種においても、本来は「被害防止」が目的で、その手段の一つとしての個体数管理ではないか。特にクマについては県内では人身被害は少なく、危険が伴うハンターの育成に注視するよりも、住民への普及啓発、ゾーニングの徹底の方が現実的ではないか。指標も個体数ではなく、被害件数で見るのが現実的ではないか（詳細は後述します）。	県としても、被害防止のために個体数管理を行うものと考えているため、目的の考え方はご指摘のとおりです。 その上で、クマについては、現在は県内での人身被害が発生していないものの、推定個体数の増加によりリスクが高じているため、捕獲及びゾーニング管理による個体数管理を総合的に行うことで、人身被害を無くすことを考えています。したがって他種を含め、計画の進捗管理についても、推定個体数を指標とし、人身等被害のリスク等を測ることが、県の施策の直接的な評価として適当であると考えます。	計画の修正なし) 県としても、被害防止のために個体数管理を行うものと考えているため、目的の考え方はご指摘のとおりです。 その上で、クマについては、現状では県内の人身被害は少ないものの、目撃場所の変化や推定個体数の増加等により人身被害のリスクが高まっているため、個体数管理とゾーニング管理を総合的に行うことで人身被害を防止する考えです。したがって他種を含め一定の個体数の維持を目指す「推定個体数」が被害防止のための直接的な指標として適当と考えます。
	12	川池委員	資料2-1	p.26 (1)	◆自然の再生の追記事項はないか ・昆明・モントリオール枠組では、「劣化した生態系の30%を回復させる」ことがネイチャーポジティブのアクションとしてあげられている。これに該当するものがあれば、あるいは、今後生物多様性保全戦略でも触れられる可能性を踏まえ、より上位の環境基本計画でも触れておいた方がよいのではないか。	「劣化した生態系の30%以上の回復」に関しては、次期環境基本計画案の柱として「施策の方向③生物多様性の回復の推進」を位置付けており、ここに掲げる方向性や主な取組などをそれぞれ着実に実行することで、実現につなげていきます。 現在、埼玉県生物多様性保全戦略の見直しを進めているところですので、ご指摘を踏まえ、次期環境基本計画への反映も含め、検討を進めていきます。	生態系の回復に寄与する主な取組としては、「◆ 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）等の取組の推進、支援（新規）」、「◆多様な主体が連携・協働したネイチャーポジティブに向けた取組の推進（新規）」、「◆水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全」などが挙げられます。 また、ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 P25 4行目～ 人間活動により世界的に生物多様性は悪化し続けており、多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境の保全・回復・創出が求められています。
	13	川池委員	資料2-1	p.28◆自然公園の保全	地域指定の違いがあることを示した方がよいのではないか ・自然公園には「普通地域」と「特別地域」があることを示したうえで、特別地域の方がより厳密に保全されることを説明した方がよいのではないか。面積もあると良い。 ・国レベルでは、普通地域、特別地域を含めた公園区域及び公園計画の見直しが進められているとのことであるが、埼玉県の状況についても記載した方が良い。	本項は、制度の詳細でなく、今後の施策の方向性や主な取組を記述する構成となっているため、修正の必要はないと考えています。 国においては、各自然公園施設の状況を踏まえ、個々の公園計画の見直しを必要に応じ行っていると承知しています。 県としては、市町村とは適宜情報共有を行っておりますが、現時点で区域指定等の見直しの予定はありません。 計画で言及しておくべきような、動きがあるかということは改めて確認したいと考えています。	計画の修正なし) ただし、注釈で自然公園について解説を附すこととします。
	14	川池委員	資料2-1	p.29、24行目	ネイチャーポジティブを追記してはどうか ・「災害復旧を含めた公共事業において、地域の生態系の保全あるいは回復の機会とともえ、ネイチャーポジティブとなるよう工夫を行う」等を追記。P.4、15行目も踏まえ、まずは県として姿勢を示しても良いのではないかと。 ・治山や森林、農山村、河川だけで無く公共事業は幅広く存在するのではないかと。上記に限定しない方がよいのではないかと。	御意見を踏まえ、どのような記載ができるか今後検討します。	災害復旧という事情から、まずは安全性と県民の通常の生活への復旧を優先する必要があります。 他方、県の公共工事全体については「埼玉県環境配慮方針」により一定の環境への配慮が行われているため以下のとおり修正します。 P.29 29行目～ ◆ 環境に配慮した公共事業の実施 県産木材などの自然素材を利用し、自然と調和した治山施設＊や森林管理道の整備を促進するとともに、農業用排水施設の改修などにおける排水路の護岸において水路底を土砂で整備するなど、農山村の環境保全や生態系に配慮した事業を行います。 また、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来所有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出します。 県の公共工事においては「埼玉県環境配慮方針」により環境への配慮に努めます。
	15	川池委員	資料2-1	p.30、6行目	緑化のコンセプトとして、「地域在来種による緑化等」を追記してはどうか ・文中に「明確化」とあるが、その内容が読み取れないため、実際に「地域在来種による緑化等」と示してはどうか。	「緑化のコンセプトを明確化」とは、企業等に建築時の計画段階で緑化に関するコンセプトを考えたうえで、周辺の生態系を考慮した植栽や維持管理の方法に対する具体的なイメージを持ってもらうことなどを期待して、令和8年度から緑化計画届出書の様式を改正し、「緑化のコンセプト」を記載する欄を設けたことを指しています。 コンセプトについては、まずは企業等の届出者が主体的に考えることが第一ですが、御提案のありました「在来植物による緑化」は重要なアプローチの一つと考えますので、計画届出の手引き等を通じて、積極的に取り入れを検討するよう工夫することとし、本計画本文への追記は見送らせていただきます。	計画の修正なし) 緑化のコンセプトの具体的な内容は緑化計画届出制度の手引き等において明記します。
	16	川池委員	資料2-1	p.31	指定管理鳥獣の推定個体数ではなく、被害件数 ・誤解を招きかねないのと、指標としては、被害件数で見のが現実的。項目としてそぐわないのであれば、この項目は無くてもよいのではないかと。	指標は施策の方向性に向けた各種取組の進捗状況を適切に管理するためにバランス等も考慮して設定しました。 当該指標は主な取組である「野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止」に関する指標として設定しています。	当該指標は主な取組である「野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止」に関する指標として設定しています。 また、P.31 指標【指定管理鳥獣の推定個体数】について、目標の根拠を以下の通り修正しました。 ツキノワグマについては、人身被害を防止するため、人身被害が発生していない現状を踏まえ、特定鳥獣管理計画策定時（令和8年度）の推定個体数を若干下回る数を目指し、目標値を設定。 ニホンジカ及びイノシシについては、農作物被害による経済的損失や植生被害による土砂流出などを防ぐために、国の目標に準じて、平成23年度（2011年度）の推定個体数から半減させることを目指し、目標値を設定。 （＊最新の生息状況調査における平均値等）
	17	川池委員	資料2-1	p.34	指標として、「環境保全型農業直接支払い制度による交付を受けた農地面積」を追加 ・県内でも、実際に行われている取組であり、「環境に配慮した農業の振興や地産地消の推進」の指標としてはより適しているのではないかと。	指標の追加については、取組の記載内容とあわせて検討します。	計画の修正なし) 環境保全型農業直接支払い制度については、令和9年度から制度が大きく改正となるところ、現時点で、国から新制度について詳細な説明がされていないことから、対象となる農業者が把握できず、面積等の推計ができない状況です。 そのため、本制度の面積を指標とすることは難しいと考えています。
	18	川池委員	資料2-1	p.37の8行目～16行目	「（3）生物豊かな河川環境の確保」として整理できないか ・この項目が利活用として整理されていることに違和感がある。豊かな河川環境が確保されてこそその利活用であることを考えると、「（3）生物豊かな河川環境の確保」として該当行を、残りを（4）水辺空間の利活用として整理してはどうか。	御意見を踏まえ、構成や書きぶり等を検討します。	以下のとおり修正します。 P.37 35行目～ （3）生物が豊かな河川環境の確保 ◆ 自然や生物、景観に配慮した河川整備 ◆ 水辺空間の生物に関する情報収集・発信 （4）水辺空間の利活用 ◆ 県民・企業と連携した水辺空間の活用 ◆ 川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援

19	川池委員	資料2-1	p.38 参考資料1p.16-19、 参考資料2-1p.3の「5」も関連	指標に「多自然川づくりの区間数」等の追加 ・利活用の観点でリバーサポーターズが多く参加されるのはありがたいが、肝心の場づくりとなっている河川環境についての指標が示されていないのが不自然である。県内でも多自然川づくりを進められているので、これらの尽力がきちんと示された方がよい。	御意見を踏まえ、追加指標の必要性について今後検討します。	計画の修正なし) 近年の水災害の激甚化・頻発化を受け、県民の安全を確保する治水工事が優先となっている現状から、「多自然川づくりの区間数」を指標化することが難しいと考えています。
20	川池委員	資料2-1	前提として	前回改定時や、生物多様性保全戦略検討会等他の計画類の改定時に、積み残しになっている課題はないか ・本計画は比較的上位の計画との認識である。他の計画類の検討段階で、環境基本計画への宿題となっている項目について反映させる必要があるのではないかと。本計画の前回の改定時で宿題となった項目と併せて整理いただきたい。（例：「緑の保全面積」） ・特に生物多様性保全戦略検討会では、環境基本計画のために、あるべき数値の検討ができなかったと聞いている。	積み残しになっている課題を再確認し、その結果を踏まえ必要な検討を行います。	令和5年度の生物多様性保全戦略改定検討委員会において環境基本計画等との整合上、見直しが困難とされた主な項目と次期環境基本計画における対応は以下のとおりです。 ①「緑の保全面積」、「身近な緑の創出面積」は指標の数値目標が低いため、もっと高い数値目標とすべきではないか。 （対応）「緑の保全面積」は、次期環境基本計画素案では、従来の年間2haから年間3haへと目標値を上積みしています。「身近な緑の創出面積」は指標から除外。 ②「希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数」の指標は、動物と植物で分けて指標設定すべきではないか。 （対応）現状は動物種の指定が少ない状況。現在着手しているレッドデータブック動物編の改訂結果を踏まえ検討します。 ③「県内「自然共生サイト」の認定数」の指標は、「県内」ではなく、「県有施設」の認定数を目標設定すべきではないか。 （対応）自然共生サイトの趣旨に鑑み民間含めた県内の認定数としています。
21	川池委員	参考資料1	No.8	園庭・校庭の芝生化による創出面積はどの程度あるのか ・芝生は、「施策の方向性③生物多様性の回復の推進」としてはそぐわないのではないかと。割合として低いのであれば良いが、これが大半であれば、再考した方がよい。むしろ、温暖化等の項目ではないか。 ・一方、学校ビオトープ等による取組がきちんと生物多様性の回復の施策における「身近な緑」として、クローズアップされるような指標づくりにした方がよい。	令和4～7年度の実績のうち園庭・校庭の芝生化による緑の創出面積は約0.6ha、全体に占める率としては1%未満となっています。 環境基本計画においては、緑の創出を「身近な緑の創出面積」指標により測っていたところ、目標を大きく上回る形での達成が確認されたため、次期計画では指標とせず、「緑の保全面積」として進捗を確認することとしています。 なお、引き続きビオトープによる身近な緑の創出は重要であるという認識に変わりはなく、県としては、「みどりの活動支援補助事業」において、ビオトープの初年度補助を通常比で引き上げて支援するなど、更なる活動を後押ししていきたいと考えています。	計画の修正なし) 指標は施策の方向性に向けた各種取組の進捗状況を適切に管理するためにバランス等も考慮して設定しました。 ご提案の「身近な緑の創出面積」に関しては、緑に関する個別計画である「広域緑地計画」の指標として進捗を管理する予定です。
22	川池委員	参考資料1	No.16-19 参考資料2-1p.3の「5」も関連	指標に「多自然川づくりの区間数」等の追加 ・利活用の観点でリバーサポーターズが多く参加されるのはありがたいが、肝心の場づくりとなっている河川環境についての指標が示されていないのが不自然である。県内でも多自然川づくりを進められているので、これらの尽力がきちんと示された方がよい。	御意見を踏まえ、追加指標の必要性について今後検討します。	計画の修正なし) 近年の水災害の激甚化・頻発化を受け、県民の安全を確保する治水工事が優先となっている現状から、「多自然川づくりの区間数」を指標化することが難しいと考えています。
23	川池委員	参考資料1	No.14 参考資料2-1p.2の14も関連	指標：希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数の増やす箇所は域内保全のことか ・飼育・栽培が可能な11種とあるが、これは域外保全のことか？これらの域内保全はどのように考えているのか。指標は域内保全もセットでの記載がよい。 ・希少野生動植物のすみかを保全する域内保全について巡視以外の施策について確認したい。なかには捕獲や盗掘では無く、生息環境の保全・管理が必要な種もある。	新規保護増殖箇所は、自生地での保護増殖活動と学校等での保護増殖活動であり、域内保全及び域外保全の両方を含んでおり、指標についても、域内保全・域外保全の両方を含んでいます。 生息環境の保全・管理については、希少野生動植物保護推進員による巡視のほか、地元市町村や環境保全団体などと協働した活動により進めています。	計画の修正なし) 事実確認のため
24	川池委員	参考資料2-1	廃止の指標について	未達成（見込み）の2件 ・他と異なり、「変更」では無く、「廃止」としたのはなぜか。代わりになる指標に変更しなかったのはなぜか。特に創出面積については、ネイチャーポジティブの観点を踏まえると後退している印象になりかねないのではないかと。	指標については計画案の構成に合わせ施策全体のバランス等も考慮のうえ見直しを行っています。 未達成見込みとなっている「生物多様性の認知度」については、生物多様性の保全に向けた行動につなげていくことを目的として指標を設定しておりましたが、言葉を知っているだけでは十分でないと考え今回廃止することとしました。代わりに実際の保全活動を評価する「自然共生サイト認定数」を新たに設けました。 「民有林内の路網密度」については、環境保全というよりは林業施策に関する指標との性格が強いことから廃止し、「森林の整備面積」として指標を一本化しました。	計画の修正なし) 質問への回答済みのため
25	川池委員	参考資料2-1	廃止の指標について	達成（見込み）の1件 ・他と異なり、「継続」しなかったのはなぜか。 ・この3件だけが廃止となっているのに違和感を感じる。	達成見込みとなっている「身近な緑の創出面積」については、これまで推進してきた園庭・校庭の芝生化等の取組を見直すとともに、緑地の面的整備に関する指標は「緑の保全面積」があることから廃止したものです。	計画の修正なし) 質問への回答済みのため
26	川池委員	参考資料2-1	p.2 現計画 No.9	9緑の保全面積の目標値を高く設定した方がよいのではないかと ・生物多様性保全戦略検討会において、例えば10%増を目指すべきではないかと指摘が多数あったと聞く。環境基本計画においても、これを踏まえた方がよいのではないかと。	現行計画の目標値は年間2haとしておりましたが、計画の達成状況を踏まえ、次期計画では目標値を年間あたり3haに上方修正しました。 緑の保全面積については、市町村の意向や地権者の同意も必要となるため、県の考えだけで保全面積の目標値を大幅に高めることは、その実現可能性に疑義を生じかねず、慎重に検討する必要があると考えています。 そのため、目標値は年間当たり3haとしたうえで、引き続き公有地化を着実に進めるとともに、新たな特別緑地保全地区やふるさと緑の景観地の指定を目指すなど、市町村とも協働して、取組を進めてまいりたいと考えています。	計画の修正なし) 現行計画の目標値は年間2haとしていましたが、計画の達成状況を踏まえ、次期計画では目標値を年間あたり3haに上方修正しました
27	川池委員	参考資料2-1	p.2 現計画 No.14	指標：希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数の増やす箇所は域内保全のことか ・飼育・栽培が可能な11種とあるが、これは域外保全のことか？これらの域内保全はどのように考えているのか。指標は域内保全もセットでの記載がよい。 ・希少野生動植物のすみかを保全する域内保全について巡視以外の施策について確認したい。なかには捕獲や盗掘では無く、生息環境の保全・管理が必要な種もある。	新規保護増殖箇所は、自生地での保護増殖活動と学校等での保護増殖活動であり、域内保全及び域外保全の両方を含んでおり、指標についても、域内保全・域外保全の両方を含んでいます。 生息環境の保全・管理については、希少野生動植物保護推進員による巡視のほか、地元市町村や環境保全団体などと協働した活動により進めています。	計画の修正なし) 事実確認のため
28	川池委員	資料2-1	p8～9 3 生物多様性 p25～31 施策の方向性③	COP15、生物多様性国家戦略にもあるように、野生生物への対策は、これまでの対処療法的な対策ではなく、本来あるべき生息地はどのようなのか、そこにどうやって生息し続け、住民との軋轢を生まないのかを環境基本計画の前提とする必要がある。	環境基本計画の本文中で、法律や国際的な枠組みを踏まえた野生生物の保護と管理の関係が分かるように検討していきます。	以下のとおり修正します。 P.25 13行目～ 希少野生動植物の保護増殖活動を推進した上で、アライグマ、クビアカツヤカミキリなどの侵略的外来生物に係る防除対策等に県民・企業など多様な主体とともに取り組みつつ、コホンジカ、イノシシやツキノワグマなどの野生鳥獣を適正に管理することで人的被害、農林業被害の防止と生物多様性の回復を目指します。

29	神田委員	資料2	資料2 p7 主取 ◆ 侵略的外来生物の計画的防除	・クビアカツヤカミキリの被害を受けた樹木について、薬剤の対応と、伐採の対応の判断基準はあるか。 ・クビアカツヤカミキリの被害を防ぐ対策はあるか。	・薬剤の対応、伐採の対応の一つとして、フラスの穴の数、量を判断基準としています。例えば、フラス穴が十個以上、またはフラスの出てる量が大量であれば、樹木が大きな被害を受けているため、伐採と判断しています。 ・被害を防ぐ対策としては、早期発見、早期駆除が重要です。まずクビアカツヤカミキリを発見したら、すぐ捕殺する必要があります。また、県では財政的、技術的な支援を含めて取り組んでいます。	計画の修正なし) 質問への回答済みのため
30	家田委員	資料2	資料2 p16 指標「研究成果の発表件数」	研究成果の発表件数の指標について、研究成果の評価は、その論文の数や、学会の発表数だけで評価して良いのかという議論がある。論文の場合、ネイチャーへの掲載であれば、他の雑誌の複数本分だつたりと評価が難しい。 目標の1,000件については、それだけ発表しているというアピールになるのであれば良い。	・当該指標は、現行の環境基本計画にも指標として設定されています。現行計画では、環境科学国際センター設立以降の累計としておりました。次期計画では、令和9年度からの5年間の累計の研究成果の数としました。 ・研究成果の発表件数は、過去10年間の実績（コロナ禍で研究活動が十分にあの行えなかった令和2年度、3年度を除いた）の平均を基に設定しています。 ・このような指標は、右肩上がり で設定するのが理想ですが、研究員の数、研究予算、組織とか様々な要因から現状のアクティビティを保つ形で設定させていただいております。この数値につきましては、研究員にもコンセンサスを得ている数値としています。	計画の修正なし) 質問への回答済みのため
31	藤野委員	資料2-1	p26 主取 ◆野生鳥獣における感染症等への連携した対応	主な取組の本文中に、「[「ワンヘルス」]の考えに立ち、必要な情報発信に努めます。」とあるが、そもそもこのワンヘルスの考え方が、まだそれほど浸透していないかと思う。ワンヘルスとはどういうものかという補足はないのか。	専門用語には、* で表記するなどし、今後用語解説を追加いたします。また、環境基本計画の個別計画の生物多様性保全戦略においては、ワンヘルスについて細かく記載しています。そのような表記等を参考にし、環境基本計画の中の補足説明という形で、今後検討したいと考えています。	以下のとおり修正します P.26 34行目～ ◆ 野生鳥獣における感染症等への連携した対応 高病原性鳥インフルエンザ*・野鳥不審死の発生に対処するため、県関係機関・国・市町村との連携体制を構築します。イノシシにおける豚熱（CSF）等の感染症が疑われる場合は、感染拡大防止及び早期収束に向けて県関係機関・国・市町村と連携して対応していきます。 また、人と野生生物が接触する機会の増加に伴い感染症のリスク等を正しく理解する重要性が高まっていることから、 人と動物との健康、それらを取り巻く環境を包括的に捉える ワンヘルス*の考えに立ち、必要な情報発信に努めます。
32	寺沢委員	資料2-1	全般の構成について	県民の方に分かりやすく数値目標がある理由を理解してもらい、しっかりと意見を言えるような、作りをしてもらえればと思う。都道府県の例では、アライグマがあひの畑の作物を荒らすとかつていうのが写真入りで載っていたりする。様々な形で県民にとって分かりやすい情報発信してもらえればと思う。	可能な限り数字やイラスト、写真、グラフ等追加し、次期環境基本計画について、分かりやすく理解いただけるようにしていきたいと思います。今後、大体の議論が終わりましたら、上記の作業も進めていきます。県民コメントまでにごまで入れられるか分かりませんが、最終的に計画ができる段階では、可能な限りビジュアル的にも分かりやすく仕上げていきたいという考えています。	現段階で計画の修正なし) 指標については指標の説明や目標の根拠を分かりやすく記載することで県民の皆様を理解していただけるように努めます。 写真や図表の挿入については、今後素案がまとまり計画全体のデザインを仕上げる段階で対応する予定です。
33	岡委員	資料2 資料2-1	資料2 p15 指標 指定管理鳥獣の推定個体数 資料2-1 p31 指標 指定管理鳥獣の推定個体数	指定管理鳥獣の指標について、これを次期環境基本計画に載せる必要があるか。数値の根拠にしても非常に曖昧であり、推定の数値が書いてあるが、通常個体数推定するときには幅を持って示されるもの。イノシシ、ニホンジカにしても、必ず、何頭から何頭までで、真ん中の値は何頭という書き方をしておかなければならない。他県では、指定管理鳥獣に関する指標であっても、被害額をいくらにするとか、いわゆる政策が完全にその数値に影響するような数値しかない。実際に個体数はどのようにしているのは、下位計画である管理計画の方で記載するという形をとっている。 次期環境基本計画に載せるのであれば、書き方を変えないと、県民がこの数値を達成すれば良いという意識になるのが心配。そのあたり、どのように考えているのか。	県民が県の取り組んだ政策に対して評価するためにも、指標を置く必要があると思っています。そうした中で、指標の見せ方、下位計画、上位計画という部分は、繋がりがありますので、今回のような審議の中でご意見を頂きながら、どういった形で指標を設定していくのかを引き続き検討させていただきます。	P.31 指標【指定管理鳥獣の推定個体数】について、目標の根拠を以下の通り修正しました。 ツキノワグマについては、 人身被害を防止するため、人身被害が発生していない現状を踏まえ、特定鳥獣管理計画策定時（令和8年度）の推定個体数を若干下回る数を目指し、目標値を設定。 ニホンジカ及びイノシシについては、 農作物被害による経済的損失や植生被害による土砂流出などを防ぐために 、国の目標に準じて、平成23年度（2011年度）の推定個体数から半減させることを目指し、目標値を設定。 （*最新の生息状況調査における平均値等）
34	大河内委員	資料2	p11 主取 ◆PFAS対策の推進（新規）	PFOSは2010年、PFOAは2021年から製造、使用を原則禁止されているため、今後流出してくるようなものの量が増加することはあまりないと思う。一方で、PFOS、PFOAの製造が禁止されたことによって、低分子量のPFOSが環境中に出てきていると言われている。今後、そういったものも含めて、モニタリングをする必要があるのではないか。	（審議会当日の回答なし）	計画の修正なし) PFOS及びPFOAについては、令和3年度から河川、令和6年度から地下水について、県内の監視を行っています。環境科学国際センター（CESS）では、それ以前からもPFOS及びPFOAとその関連物質について研究事業を通じて調査してきました。 PFASについてはご指摘の低分子量のPFASも含めて、国としても知見を蓄積している段階ですが、CESSでは、PFOS及びPFOAの代替物質、前駆物質も含めたPFASの網羅的な分析法の開発や、企業との連携により自動分析法を開発、実用化しました。これらの成果を活用しつつ、県のPFASの実態把握と対策に貢献していけるよう、調査研究を進めていきます。
35	大河内委員	資料2	p11 主取 ◆揮発性有機化合物（VOC）排出量の削減（新規）	・VOCを削減するだけでは、光化学オキシダントは減らないため、NOxも同時に削減していくことを検討してほしい。 ・VOCの対象がわからないが、人為起源なVOCだけでなく、生物起源のBVOCも把握しておく必要がある。光化学オキシダントの削減には繋がらない可能性があるが、これらをトータルでモニタリングしていく必要がある。	（審議会当日の回答なし）	計画の修正なし) NOxについては、引き続き（い）煙発生施設及びディーゼル車運行規制の指導徹底を、VOC排出抑制との両輪で進めていきます。 また植物由来のVOCいわゆるBVOCについては、その成分の反応性や樹種・季節による影響に関する研究活動により知見を蓄積するとともに、九都県市の活動を通じて、光化学オキシダント濃度に及ぼす影響を含めた実態解明を国に対し要望して参ります。
36	大河内委員	資料2	p13 施策(2) 環境科学の振興と国際連携	国際連携に限らず、国内の都道府県と連携していくことも重要。日本全国の都道府県のでモデルとなっていたきたい。	（審議会当日の回答なし）	計画の修正なし) 他都道府県とも連携して研究を進めていきます。 (2) 環境科学の振興と国際連携 ◆ 産官学民と交流及び連携した共同研究の推進
37	岡委員	資料2 資料2-1	資料2 p15 指標 指定管理鳥獣の推定個体数 資料2-1 p31 指標 指定管理鳥獣の推定個体数	国は、ニホンジカやイノシシの個体数管理目標の終期を令和10年度としており、次期環境基本計画の終期である令和13年度と合わない。国の目標に必ずしも合わせる必要もないため、県民に示す指標としては、規模感を指標としてはどうか。これぐらいの数値にしたら、このぐらいの被害の量になると示した方が分かりやすく、埼玉県オリジナルリティも出てくると思う。そのため、過去のデータ等から、どれぐらいの数値の時に、どれぐらいの被害が出ていたのかを確認することで、指標の書き方がもう少ししっかりと決まってくる。または、個体数をこの数値としてあげるなら、これぐらいの被害金額を抑えたいので、これぐらいの数値しか認められないという方がしっかりした理由になる。	数値の根拠の部分であったりとか、注釈等、色々足りない部分もあると思います。指標の数値の示し方については、幅を持たせてという話もありましたが、現時点ではお示した目標頭数としたいと考えています。ただし、根拠や注釈をつける等して、県民の方にも分かりやすいように、伝えていければと考えています。頂いたご意見も参考に検討していきます。	P.31 指標【指定管理鳥獣の推定個体数】について、目標の根拠を以下の通り修正しました。 ツキノワグマについては、 人身被害を防止するため、人身被害が発生していない現状を踏まえ、特定鳥獣管理計画策定時（令和8年度）の推定個体数を若干下回る数を目指し、目標値を設定。 ニホンジカ及びイノシシについては、 農作物被害による経済的損失や植生被害による土砂流出などを防ぐために 、国の目標に準じて、平成23年度（2011年度）の推定個体数から半減させることを目指し、目標値を設定。 （*最新の生息状況調査における平均値等）
38	藤野委員	資料2-1	p25～31 施策の方向③	最近は、地方の人口減が原因で野生鳥獣の目撃情報すらでこなくなっている状況。社会の動向と合わせて、どう被害を防止するのかという戦略を考えてほしい。		

審議会後追加意見	39	佐瀬委員	資料2 資料2-1	資料2 p15 指標 指定管理鳥獣の推定個体数 資料2-1 p31 指標 指定管理鳥獣の推定個体数	最近のハンターを目指す方々は、クマ対策や鳥獣被害を防ぎたいというようなモチベーションの方が非常に多くいる。そのため、被害対策としての鳥獣の捕獲の意味を県民にも分かりやすく示してほしいと思う。	何のために捕獲をしているのかという意味を示すようにします。	以下のとおり記載しております。 P.25 13行目～ 希少野生動植物の保護増殖活動を推進した上で、アライグマ、クビアカツヤカミキリなどの侵略的外来生物に係る防除対策等に県民・企業など多様な主体とともに取り組みつつ、ニホンジカ、イノシシやツキノワグマなどの野生鳥獣を適正に管理することで人的被害、農林業被害の防止と生物多様性の回復を目指します。
	40	小川(順)委員	資料2-1	指標全般	指標の数値が何を意味してるのかわかった方が、何故そこを目指すのかが分かりやすい。そのような観点から、可能な限り数値の意味を示した方がよい。	頂いたご意見も参考に検討していきます	計画の修正なし) 指標の説明や目標の根拠の記載の中で数値の意味を示せるよう努めてまいります。
	41	小川(順)委員	資料2	p14 施策(4) 環境を守り育てる人づくり	子どもだけに環境学習するよりも、親子で環境学習した時の方が、その効果が長く続くというような結果がある。子供に教育をしていくことも重要だが、例えば授業参観等を活用する方が効果的。	頂いたご意見も参考に検討していきます	計画の修正なし) 親子揃っての啓発についても進めていきます。 P48 28行目～ (4) 環境を守り育てる人づくり ◆ 自然体験や講座など様々な機会における環境学習の実施
	42	佐瀬委員	資料2 資料2-1	資料2 p10 施策の方向⑤ 恵み豊かな川との共生 資料2-1 p.35～38 (3) 水辺空間の利活用 ◆ 自然や生物、景観に配慮した河川整備	河川の生態系を保全するためには、水域と陸域の境界に形成される「エコトーン（移行帯）」を確保するという視点も重要ではないかと考えます。河川の護岸工事等において、エコトーンの確保という考え方を計画の中に明確に位置づけていただきたい。	(追加意見のため回答なし)	計画の修正なし) 河川整備においては、現場の環境や状況に応じて多自然川づくりを推進する中で、「エコトーンの確保」も含め、河川の生態系の保全に配慮していきます。
	43	川池委員	資料2-1	p25 (1) 生態系の健全性の回復	「生態系の健全性の回復」を「生態系の健全性の保全や回復」としてはどうか。 自然再生に係る項目で占めるのであればよいが、p.25-26に上がっている項目は基本的に「保全」に該当するため、タイトルをより正確にしてはどうか。あるいは、自然再生に係る項目を追記できそうか。	(追加意見のため回答なし)	計画の修正なし) 当該名称については、生態系の健全性の「保全」はもとより、その先の「回復」を目指して取り組んでいくことを示す表現としています。 今回記載している主な取組でも、希少野生動植物種の保護増殖や侵略的外来生物の計画的防除をはじめ、これまでネガティブとなっている状態をもとに戻し、さらにポジティブな状態とするための取組も位置付けているところです。引き続き、生態系の健全性の回復に努めてまいります。
	44	川池委員	資料2 資料2-1	次期環境基本計画改定までのスケジュール	いくつか気になる箇所が存在し、代替の文案を検討するのにお時間をいただく猶予はあるか確認したい。策定までの議論あるいは審議の回数、時期を示していただきたい。	(追加意見のため回答なし)	今後は以下の予定となっております。 R8.9.8 第3回環境審議会【審議】計画素案（第2回審議会意見反映） (R8.10)（県民コメントの実施） R8.11.24 第4回環境審議会【答申予定】計画案（県民コメント結果反映）
	45	寺沢委員	資料2-1	p34 指標 環境に配慮したサステナブル経営に関するセミナー等参加企業数	参加企業数以外の指標を設ける、もしくは他の計画目標と組み合わせで、より効率的な取組につなげることはできないか。 セミナー等参加企業数に加えて、例えばセミナー等に参加したうち実際に取組を行った企業数や、CO2排出削減量なども指標とする。セミナー等に参加することで、具体的な取組のヒントとなる情報が得られるなどの利点が明確になれば、よりいっそう参加企業が増えるなどの効果も期待できるのではないか。	(追加意見のため回答なし)	計画の修正なし) セミナー参加者からより詳細な情報を収集することが困難であることから、新たな指標は設定せず、セミナー等に参加することで、具体的な取組のヒントになる情報が得られるようセミナー内容を検討していくとともに、過去のセミナーの内容も含めて情報発信し幅広くセミナー参加者を募るなど参加企業数の増を目指します。